第３次たかまつ男女共同参画プラン

～だれもがいきいきと自分らしく生きる

男女共同参画社会の実現をめざして～

実施状況報告書

（平成２６年度分）

平成２７年９月

高　松　市

目　次

１　第３次たかまつ男女共同参画プランについて・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　第３次たかまつ男女共同参画プラン　体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　実施状況

基本目標Ⅰ　男女共同参画の意識づくり

主要プラン１　男女共同参画に向けた意識改革　・・・・・・・・・・・・・・　４

主要プラン２　多様な選択を可能にする教育・学習の充実　・・・・・・・・　７

基本目標Ⅱ　あらゆる分野への男女共同参画の促進

主要プラン３　政策・方針決定過程への女性の参画拡大　・・・・・・・・　１０

主要プラン４　地域における身近な男女共同参画の促進　・・・・・・・・　１２

主要プラン５　国際的視点に立った男女共同参画の推進　・・・・・・・・　１６

基本目標Ⅲ　男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり

主要プラン６　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進　　１８

主要プラン７　子育て・介護支援の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

主要プラン８　雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保　・　２５

主要プラン９　高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり　・・　２８

基本目標Ⅳ　男女の人権が尊重される社会づくり

主要プラン１０　人権尊重の意識づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

主要プラン１１　女性に対するあらゆる暴力の根絶　・・・・・・・・・・　３４

主要プラン１２　生涯を通じた男女の健康づくり　・・・・・・・・・・・・　３９

評価指標から見た取組状況の評価基準については，次のとおりです。

達成率算出方法

$$\frac{\text{（当該年度実績値　－　平成 22 年度基準値）}}{\text{（平成 27 年度目標値－平成 22 年度基準値）÷４（計画年度）×３（経過年数）}}$$

評価基準

達成率１００％以上のものを「A」、５０％以上１００％未満を「B」、０％以上５０％未満を「C」、０％未満（マイナス）を「D」としており、統計の調査年度の関係等で評価ができないものを「－」としています。

１　第３次たかまつ男女共同参画プランについて

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成１４年に「たかまつ男女共同参画プラン」を、１９年には「たかまつ男女共同参画プラン（改定版）」を策定し、固定的な性別役割分担意識の解消や女性の参画拡大など、男女共同参画の様々な施策・事業に取り組んできました。

２４年２月には、これまでの取組を継承しつつ、現状を踏まえた新たな課題に対応しながら、引き続き、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「第３次たかまつ男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランは、計画期間を２４年度から２７年度までの４年間とし、「だれもがいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社会の実現」という基本理念の下、４つの基本目標と１２の主要プランを掲げるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく市町村基本計画にも位置付けています。

また、適切な進行管理を行うため、主要プランごとに評価指標や目標値を設定し、指標から見た取組状況については、男女共同参画施策の実施状況とともに公表することとしており、この報告書は、プランの３年目である２６年度の実施状況について、取りまとめたものです。

人口減少・超高齢社会の到来といった人口構造の変化に応え、心豊かで活力のある地域社会の構築、また、活力を失わずに希望を持って、次の世代にまちを引き継いでいくためにも、男女間連携、すなわち男女共同参画は、欠かすことのできない特に重要な視点であり、今後とも、庁内関係課の連携はもとより、市民や市民活動団体等との協働により、男女共同参画に関する施策を推進していきます。

２　第３次たかまつ男女共同参画プラン　体系図

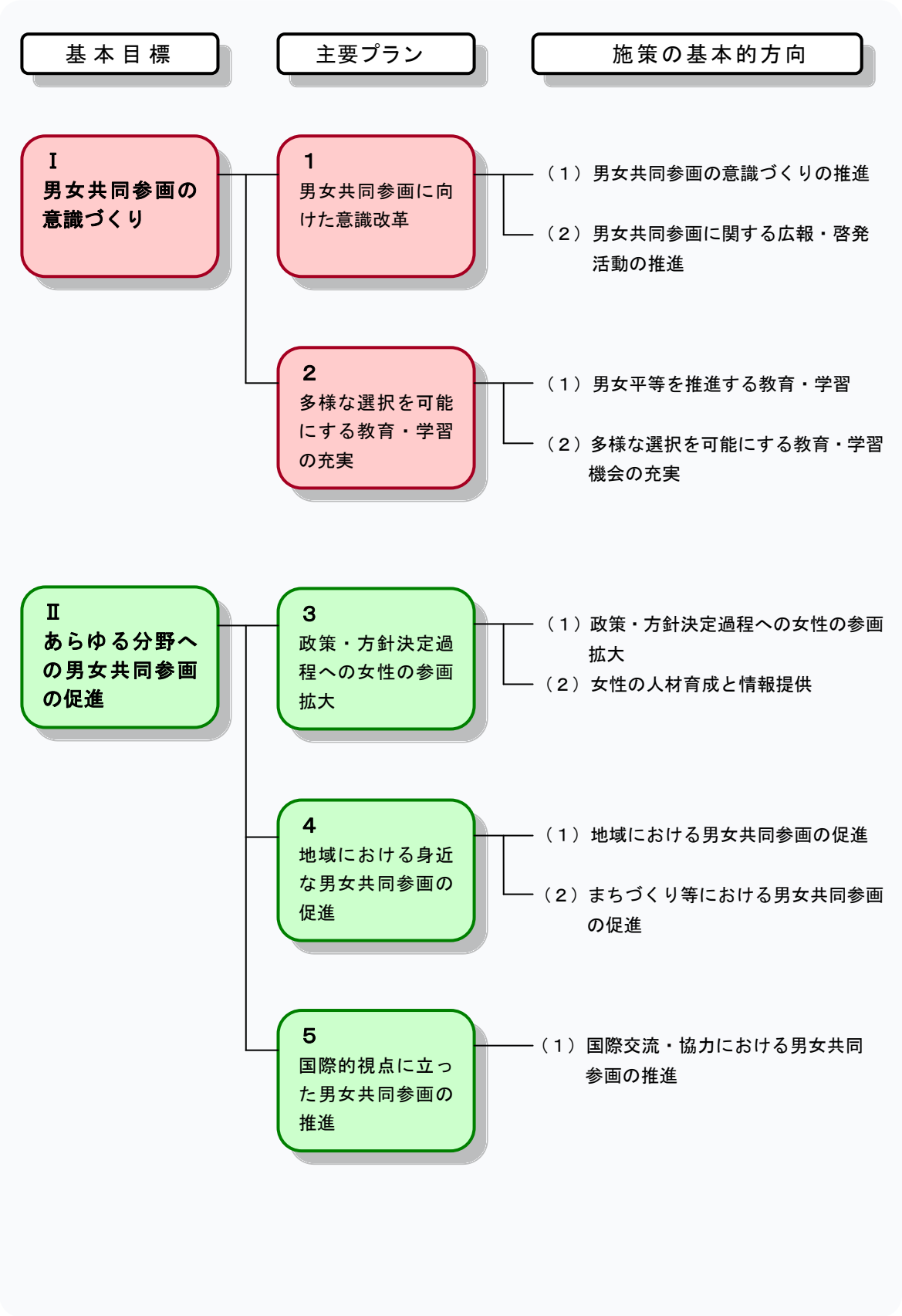

基本目標	主要プラン	施策の基本的方向
Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続け，安心して生活できる環境づくり	６ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	（１）仕事と生活の調和の実現 （２）仕事と生活の調和を推進するための環境づくり （３）家庭生活への男女共同参画の促進
	７ 子育て･介護支援の充実	（１）子育て家庭に向けた子育て支援策の充実 （２）多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実
	８ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	（１）雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 （２）多様な生き方，多様な能力の発揮を可能にするための支援
	９ 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	（１）高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり （２）高齢者・障がい者等の就業促進，能力開発，社会参画促進のための支援
Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり	１０ 人権尊重の意識づくり	（１）男女の人権尊重の啓発活動の推進 （２）メディアにおける人権を尊重した表現の促進
	１１ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	（１）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり （２）相談体制の充実 （３）被害者等の保護および自立支援 （４）加害者への適切な対応 （５）配偶者等からの暴力防止対策の推進 （６）セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
	１２ 生涯を通じた男女の健康づくり	（１）男女の健康の保持増進 （２）妊娠・出産等に関する健康支援

３　実施状況

基本目標Ⅰ　男女共同参画の意識づくり

主要プラン１　男女共同参画に向けた意識改革

施策の基本的方向

男女共同参画社会づくりの基盤として、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持つことが必要です。

そのため、男女共同参画センターを中心として、男女共同参画に対する理解を深めるための学習機会の充実を図るなど、男女共同参画意識の定着を図ります。

また、男女共同参画社会について、市民に正しく理解され、協力が得られるよう、あらゆる機会をとらえ、広報・啓発活動を推進します。

主な事業の実施状況

１　男女共同参画の意識づくりの推進

（１）　男女共同参画推進のための学習機会の充実

○　学習機会の提供

男女共同参画に対する理解を深めるため、男女共同参画センター等において、様々な講座・セミナーを実施し、男女共同参画推進のための学習機会を提供しました。

➢　学習研修事業　（全４５回）

・男女参画まちづくりセミナー　　６回

・参画センター出前セミナー　　１４回　など

参加者　　合計２，０７７人

（２）　市職員への男女共同参画意識の浸透

○　男女共同参画研修の実施

男女共同参画に関する講演会を、市職員を対象とした研修と位置付け、職員の男女共同参画意識の定着を図りました。

➢　男女共同参画週間記念講演会（６月）

演題　これからの新しい働き方とは

講師　徳倉　康之 氏

（ＮＰＯ法人ファザーリング・ジャパン　事務局長）

参加者　　１３６人

（うち市職員　　４９人）

➢　男女共同参画市民フェスティバル（１１月）

「認めあい、支えあい、ともに輝こう！」

講演会

「男女共同参画社会を展望する

ーその前提としての人権の視点ー」

講師　中川　幾郎　氏

（帝塚山大学名誉教授、博士

（国際公共政策））

参加者　　２１１人

（うち市職員　　６０人）

２　男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

（1）　男女共同参画社会に関する広報・啓発活動の推進

○　広報・啓発活動の推進

男女共同参画週間や、市民との協働による男女共同参画市民フェスティバル（４３団体で実行委員会を設置）において、各種行事を実施し、男女共同参画社会に関する広報・啓発活動を行いました。

➢　男女共同参画週間事業（６月）

・講演会　・弁護士相談　・パネル展・　街頭キャンペーン

➢　男女共同参画市民フェスティバル（１１月）

・講演会　・ワークショップ（１６テーマ）

・パネル展（２４団体・グループ）

男女共同参画街頭キャンペーン

男女共同参画市民フェスティバル　パネル展

○　情報収集及び情報提供

男女共同参画に関する図書やビデオを収集したほか、全国の男女共同参画センター等の発行する情報誌を収集し、情報・交流室において広く市民に閲覧・貸出しを行うことにより、情報発信を行いました。

また、ホームページや参画センターだよりを活用し、男女共同参画センターの各種講座の案内や男女共同参画に関する情報を提供し、実施内容等の周知を行いました。

➢　参画センターだより

発行回数　年１２回

発行部数　約１４，０００部

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値（22年度）	25年度実　績	26年度実　績	目標値（27年度）	評価	担当課
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する市民意識の割合	44.4%	なし（次回調査が26年度のため）	35.1%	35.0%	A	政策課男女共同参画推進室
「男女共同参画社会」という用語の認知度	69.7%	なし（次回調査が26年度のため）	72.1%	100%	C	政策課男女共同参画推進室
男女共同参画センターのホームページへのアクセス	27,456件	35,483件	38,065件	30,000件	A	政策課男女共同参画推進室
男女共同参画センターの図書・ビデオ・DVD貸出件数	図書451冊 ビデオ・DVD 15本	図書620冊 ビデオ・DVD ４本	図書578冊 ビデオ・DVD ５本	図書500冊 ビデオ・DVD 20本	図書A DVD D	政策課男女共同参画推進室

主要プラン２　多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の基本的方向

一人ひとりの多様な価値観や生き方を認め合う意識づくりと相互協力・理解を深めるため、家庭や地域、学校において、男女平等の視点に立った教育・学習を推進します。

また、教育の場において、男女共同参画の視点に立った教育を実践できる人材を育成するため、教育関係者の意識啓発に努めます。

さらに、主体的な進路選択ができるよう、生涯学習・能力開発のための学習機会を提供するとともに、学校においては、教職員の男女共同参画についての認識を高め、職業や労働に関する内容を授業の中で取り上げるなど、生徒一人ひとりの個性を尊重し、能力や適性を生かした進路を選択できる指導の充実を図ります。

主な事業の実施状況

１　男女平等を推進する教育・学習

（１）　学校教育の充実

○　人権尊重・男女平等意識の育成を意識した教育・保育の推進

各校において、年間指導計画の見直しを図り、各教科等のねらいを達成する過程で、男女平等教育推進の視点にかかわる内容を取り上げ、指導を行いました。

また、日々の保育の中で、子どもたちが性別にかかわりなく、それぞれの豊かな人間性を育むことができるよう、ジェンダーの視点に立ち、一人一人の人権を大切にできるような保育の取組を行いました。

（２）　社会教育の推進

○　女性教室の開催

地域コミュニティセンター等において女性教室を開設し、多種多様な学習や体験活動の機会を提供しました。

➢　女性教室の開設数

地域コミュニティ　　４８教室

市民グループ　　５教室

○　生涯学習推進員研修の実施

生涯学習を推進・援助する生涯学習推進員を対象に、講座を企画・開発する能力を向上させるための研修を実施しました。

➢　生涯学習推進員研修　　年１１回開催

（3） 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進

○ 教職員・保育関係者などに対する研修の実施

校内外の研修を通して、「めざす教師像」等を基に、児童生徒への接し方や自らの生き方を見直すなど、教職員の男女参画に関する実践的な指導力の向上に努めました。

また、職場内研修会でお互いに学びあったことを話し合い、職員全員が男女共同参画に関する理解を深めました。

○ 人権教育教員研修会の実施

市立幼稚園、小・中学校の教員を対象に人権教育教員研修会を開催し、男女平等や男女共同参画に関する内容を盛り込んだ研修を実施するなど、人権尊重意識の向上を図りました。

➢ 平成２６年８月　　生涯学習センター

➢ 平成２６年８月　　市役所大会議室

（延べ参加者　　２６６人）

人権・同和教育講演会（生涯学習センター）

２ 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

（1） 生涯学習・能力開発の推進

○ 生涯学習センター及びコミュニティセンターにおける多様な講座の開催

生涯学習センター及びコミュニティセンターにおいて、現代的課題に関する講座を始め、多様な講座を開催することにより、生涯学習や能力開発の機会の提供を行いました。

➢ 年間講座開催数　　５，８６１回

（2） 進路指導・キャリア教育の充実

○ 進路指導・キャリア教育の推進

○ 職業意識の形成

子どもたちが、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら、自立していくために必要な能力や態度を育てるキャリア教育の充実を図るため、指導主事が、総合的な学習等の授業研究の指導を行いました。

また、中学校の進路指導部会の教員を対象に、指導主事が、「キャリア教育」の講話を行いました。

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値 (22 年度)	25 年度 実　績	26 年度 実　績	目標値 (27 年度)	評価	担当課
男女平等教育の研修会を受講した教員数	年間72人	年間 125 人	年間 137 人	延べ280人 (平成24年度からの累計)	－	学校教育課
男女共同参画に関する講座・セミナーの参加者数	9,206人	7,563 人	6,925 人	9,600人	D	政策課男女共同参画推進室 生涯学習課生涯学習センター
男女共同参画に関する講座・セミナーの男性参加者の割合	33.0%	14.5%	23.2%	40.0%	D	政策課男女共同参画推進室
共催・後援による男女共同参画に関する講座数	7 回	13 回	11 回	10回	A	政策課男女共同参画推進室

基本目標Ⅱ　あらゆる分野への男女共同参画の促進

主要プラン３　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の基本的方向

政策や方針を決定する場において、男女の意見がそれぞれ反映されるよう、幅広い分野の女性の人材育成に努め、市の審議会等への女性委員の登用を推進します。

また、事業所等における女性の方針決定過程への参画拡大・管理職登用への働きかけについては、男女共同参画センターを中心としたセミナー等を通じて、積極的に広報啓発活動を行います。

さらに、様々な分野への女性の積極的な参画を図るため、学習機会の充実を図り、人材育成に努めるとともに、その意欲と能力を活かせるよう、人材に関する情報を収集し提供します。

主な事業の実施状況

１　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（１）　市の審議会等への女性の登用推進

○　審議会等における女性委員の拡大推進

審議会等委員への女性の登用推進要綱に基づき、審議会等における女性委員の登用率が４０％以上となるよう、男女共同参画推進本部会やインフォギャラリーを通じて周知を図りました。

（２）　市女性職員の職域拡大と管理職への登用の推進

○　市女性職員の管理職登用推進

女性職員に対し、管理職昇任試験及び係長級昇任試験の受験を促すなどの取組を進めました。

（３）　事業所等における女性の方針決定過程への参画拡大・管理職登用への働きかけ

○　事業所等に対する広報・啓発活動の推進

男女平等社会の実現を図るため、企業に出向き、女性問題の解決や男女差別意識の払拭などについて共に考える機会として、出前セミナーを実施しました。

- ➢　参画センター出前セミナー　　２回
- ➢　男女共同参画週間記念講演会（再掲）

　　企業（人事担当者など）からの参加者　　４１人

２　女性の人材育成と情報提供

（１）　女性のエンパワーメントのための学習機会の充実

○　男女共同参画に関するリーダー養成講座等の開催

男女共同参画に敏感な視点を養い、女性、男性のエンパワーメントを支援し、修了者が地域で講師として活動できるようにするための男女参画まちづくりセミナーを実施しました。

➢　男女共同参画まちづくりセミナー

６回（延べ参加者　　４１３人）

○　市女性職員に対するエンパワーメント研修の実施

係長級及び主任級の女性職員を対象として、集合研修を実施し、本市女性管理職員との意見交換などを通じて、職場改善に必要な問題解決能力や、組織をまとめるリーダーシップの能力の習得など、意識改革等を図りました。

➢　女性職員エンパワー研修（７月）

受講者　　３７人

（２）　女性の人材に関する情報の収集・提供

○　情報収集及び情報提供

年度当初に附属機関等の状況調査を実施し、各機関における女性委員数・氏名等について整理を行い、職員に対し情報を提供しました。

○　生涯学習人材情報の提供

女性の人材を活用するため、生涯学習の分野に関する知識や技術等を持つ人材の情報をホームページ等で提供するとともに、講座情報を含めた一体的な情報の提供を行いました。

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値（22 年度）	25 年度実　績	26 年度実　績	目標値（27 年度）	評価	担当課
女性委員のいない審議会等の割合	19.2%	4.0%	5.9%	10.0%	A	政策課男女共同参画推進室
審議会等における女性委員の割合	32.3%	38.0%	38.7%	40.0%	A	政策課男女共同参画推進室
市職員の女性管理職の割合	12.2%	16.5%	16.9%	15.0%	A	人事課

主要プラン４　地域における身近な男女共同参画の促進

施策の基本的方向

男女がともに地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、広報・啓発活動を推進し、地域における男女共同参画の促進を図ります。

また、男女共同参画センターについては、男女共同参画推進のための市民活動の拠点施設として、関係機関等との連携を図りながら、市民ニーズに則した講座を開催するなど、センター機能の充実を図ります。

あらゆる分野のまちづくりにおいて男女共同参画の視点に立った取組が必要ですが、とりわけ、地域における防災や環境保全活動等の分野におけるまちづくりにおいて、男女がともに参加しやすい環境づくりを推進するとともに、市民活動の促進を図ります。

主な事業の実施状況

１　地域における男女共同参画の促進

（１）　地域活動の方針決定過程への女性の参画促進

○　広報・啓発活動の推進

地域でリーダーシップを発揮できる女性を育成するため、エンパワーメントセミナーとして、男女参画まちづくりセミナーを実施し、主体的に職場や地域社会で活動できる人材の育成を推進しました。

➢　男女共同参画まちづくりセミナー　６回（再掲）

（２）　地域活動における男女共同参画の促進

○　地域コミュニティ活動における人材の養成

市民・市職員を対象とした、地域コミュニティ活動における人材養成に関する講演会を実施しました。

➢　地域コミュニティ人材養成講座（２７年２月）

演題　「地域コミュニティ協議会ができること・やるべきこと」

講師　　大杉　覚　氏（首都大学東京大学院教授）

参加者　　３５０人

○　コミュニティセンター等における男女共同参画促進のための講座の開催

コミュニティセンター等において、男女共同参画活動を促進するための講座を開催しました。

➢　講座開催回数　　２５９回

○　市職員のボランティア休暇取得促進

特別休暇（ボランティア休暇）の取得促進を図るため、休暇の趣旨を職員に周知しました。

（3）　男女共同参画センター機能の充実

○　男女共同参画センターにおける各種事業の充実

男女共同参画センターの設置目的を踏まえ、指定管理者であるＮＰＯ法人たかまつ男女共同参画ネットに施設管理及び事業運営を委託し、学習・研修事業、相談事業、情報収集・提供事業などを実施しました。

➢　年間来館者　　５７，３３６人

○　男女共同参画センター移転整備

施設の老朽化や耐震診断結果を踏まえ、「こども未来館（仮称）」と同一建物内に整備する、新しい男女共同参画センターの基本設計を策定した後、建築実施設計を取りまとめ、建設工事に着手しました。

完成イメージ図

２　まちづくり等における男女共同参画の促進

（1）　防災や環境などの分野における男女共同参画の促進

○　市民活動の促進

市民と行政が共に考え、共に活動する協働の場として、市民活動センターを設置し、センター事業を実施しました。

また、市民の発想を生かした協働企画提案事業は、７件を採択し、事業を実施しました。

市民活動センター

○　防災訓練の実施

防災訓練に参加し、女性消防団員が、市民に対し、応急手当の講習を行い、女性の視点から救命の大切さをアピールしました。

防災訓練の様子

○　防災女性チームの設置

女性の視点を生かした防災女性チームとしての活動を尊重しながら、これまでの活動の成果や今後の課題等について整理し、男女がともに活動する新たな体制を作るための検討を行いました。

○　リサイクル推進員等を通じた地域ぐるみでの主体的な循環型社会づくりの推進

ごみの減量・資源化及び環境美化に関し、地区のリーダーとして活動しているリサイクル推進員等を通じて、ごみの分別指導及びごみ減量化の推進に取り組みました。

➢　リサイクル推進員ブロック会（８月～９月）　参加者　　９９人

○　環境にやさしい人材の育成

本課分室、コミュニティセンター、野外等において、環境活動団体等を講師に招き各種環境学習を実施し、参加者に対して環境意識の向上を図るとともに環境に優しい人材の育成に取り組みました。

➢　環境ワークショップ

開催件数　　２４件

参加者　　５１０人

➢　環境学習支援事業

開催件数　　４１件

参加者　　１，４９３人　など

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値 (22 年度)	25 年度 実　績	26 年度 実　績	目標値 (27 年度)	評価	担当課
「地域社会では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	34.9%	なし (次回調査が26年度のため)	40.6%	25.0%	D	政策課男女共同参画推進室
「家庭生活では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	64.2%	なし (次回調査が26年度のため)	57.6%	50.0%	B	政策課男女共同参画推進室
地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合（４月１日現在）	18.9%	17.9%	18.8%	35.0%	D	地域政策課

主要プラン５　国際的視点に立った男女共同参画の推進

施策の基本的方向

国際化が一層進展する中、男女共同参画の視点からも、性別、国籍、民族を問わず多様な文化を認め合い、相互に理解しあうことができるように、国際交流や経験や能力を活かせる場の提供を図り、国際交流・協力における男女共同参画の推進に努めます。

主な事業の実施状況

１　国際交流・協力における男女共同参画の推進

（１）　多文化共生社会の実現

○　情報収集及び情報提供

英語、中国語の専門性を持つ職員を配置し、姉妹・友好都市を始めとする海外諸都市との円滑な連絡調整や、ホームページ等の外国語併記による多言語情報発信を行いました。

➢　多言語によるメールマガジンの発行（毎月第２金曜日：英語、中国語）

➢　外国人住民への生活支援セミナーの開催

（２）　国際交流・協力、平和活動における男女共同参画の推進

○　姉妹・友好都市交流の実施

セント・ピーターズバーグ市（アメリカ）、トゥール市（フランス）、南昌市（中国）と親善研修生の派遣及び受入れ等を行いました。

また、姉妹・友好都市を広く市民に周知することを目的として、姉妹・友好都市パネル展を市民ホールで開催しました。

➢　「姉妹・友好都市週間パネル展」（２月）

姉妹・友好都市週間パネル展

○　民間国際交流活動への支援

（公財）高松市国際交流協会への助成を通じて、市内の国際交流団体が自主的に企画、実施する国際交流事業に対する後援及び事業費等の助成を行いました。

○　平和啓発の推進

平和啓発のための講演会等を開催しました。

- ➢ 平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭（５月）
  参加者　　１３１人
- ➢ 高松市戦争遺品展（７月～８月）
  展示点数　　１１７点
- ➢ 教職員のための平和教育講習会（１月）
  参加者　　５２人

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値 (22 年度)	25 年度 実　績	26 年度 実　績	目標値 (27 年度)	評価	担当課
国際理解・交流に関する講座等の参加者数	554人	749 人	809 人	860人	A	観光交流課 都市交流室
国際交流ボランティア登録者数	166人	169 人	169 人	230人	C	観光交流課 都市交流室

基本目標Ⅲ　男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり

主要プラン６　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の基本的方向

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図るため、意識啓発を推進するとともに、働き方の見直しを進め、育児・介護休業が取得しやすく職場復帰しやすいなど、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を推進します。

また、仕事と子育ての両立支援のため、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実に努めるとともに、家庭内で男女がともに家事等を担える環境づくりに努めます。

主な事業の実施状況

１　仕事と生活の調和の実現

（１）　仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

○　広報・啓発活動の推進

企業･学校･コミュニティセンターなどに出向いて、女性問題の解決や固定的な性別役割分担意識の払拭などについて共に考える出前セミナーを実施しました。

男女共同参画啓発用のティッシュ等を作成し、各種行事において配布しました。

啓発用ティッシュ

２　仕事と生活の調和を推進するための環境づくり

（１）　多様なニーズに対応した保育サービスの充実

○　保育所入所待機児童の解消

特別対策保育士を配置するなど、公立保育所４か所、私立保育所４か所で受入れ体制の充実を図りました。

○　特別保育（乳児保育、延長保育、病児・病後児保育事業等）の実施

女性の社会進出などによる多様な保育需要に対応するため、各種特別保育事業を実施しました。

- ➢　乳児保育　　公立２８か所、私立３９か所
- ➢　延長保育　　公立２４か所、私立３８か所
- ➢　一時預かり　公立　５か所、私立２４か所　　など

（2） 子育てしやすい環境の整備促進

○ ファミリー・サポート・センター事業の実施

一時的な子育てを助け合う会員組織の拠点として「たかまつファミリー・サポート・センター」を設置し、相互の援助活動の調整を行いました。

➢ 登録会員数　　２，１５２人

➢ 相互活動件数　　５，３３４件

○ 放課後児童健全育成事業等の実施

放課後等に安全で安心な居場所づくりを図るため、地域の協力を得ながら、各校区に放課後子ども教室を開設しました。

➢ 開設校区数　　３２校区
（新規　２校区）

○ 子育て支援中小企業表彰の実施

市内の従業者規模１００人以下の中小企業を対象に、従業者の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる４企業を表彰しました。

子育て支援中小企業表彰

（3） 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

○ 第２次高松市特定事業主行動計画の推進

男性職員の子育てに関する意識の向上を目的として、これから父親となる男性職員等を対象とした集合研修を実施したほか、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の向上を図るため、管理職を対象に集合研修を実施しました。

➢ お父さんの子育て応援研修　　受講者　１８人

➢ 所属長研修　　受講者　９人

○ 新病院整備に伴う院内保育所の整備、医療スタッフ復職研修の実施

女性スタッフの復職支援を効果的に実施するための支援策等について、調査しました。

３ 家庭生活への男女共同参画の促進

（1） 男女がともに担う家事・育児・介護等の促進

○ 広報・啓発活動の推進

男女共同参画意識定着を図るため、男女共同参画に関する講座や研修を行いました。

➢ 男女共同参画週間事業（６月）（再掲）

➢ 男女共同参画市民フェスティバル （１１月）（再掲）

➢ 参画センター出前セミナー（再掲）

○ 市職員における育児・介護休業の取得促進

育児・介護休業の取得促進に向けて、意識啓発を図るため、これから父親となる男

性職員等や管理職員を対象として、集合研修を実施しました。

➢ お父さんの子育て応援研修（再掲）

➢ 所属長研修（再掲）

（２） 子育てに関する相談や学習機会等の充実

○ 学習機会の提供

男女の別なく、子どもと関わる喜びや楽しさを体得できるよう、小・中・高・大学生を対象に保育体験事業を実施しました。

➢ 公立保育所・幼稚園・こども園　　５４か所

○ 家庭教育推進事業の実施

市民団体の自主的な学習活動を支援するため、家庭教育学級の開設を希望する市民グループを公募し、補助金を交付したほか、全小学校での家庭教育の専門家による子育て力向上応援講座や、高松市ＰＴＡ連絡協議会と共催で家庭教育講演会を開催しました。

➢ 家庭教育学級　　参加者　　８９５人

➢ 子育て力向上応援講座　　参加者　９，３１８人

○ はじめてのパパママ教室、母子保健セミナー等の実施

初めての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対しての関心を高め、楽しい子育てができるよう、妊婦の疑似体験や沐浴実習など、父親の実習等を中心に行う「はじめてのパパママ教室」を開催しました。

はじめてのパパママ教室

➢ はじめてのパパママ教室

年間１６回開催　　参加者　　６２４人

乳幼児を持つ母親等を対象に、育児についての正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すための健康教育事業を各地区で実施しました。

➢ 医師による健康教育　　２４回　　参加者　　４０９人

➢ 母子保健セミナー　　３９回　　参加者　　９７４人

○ 乳幼児相談、育児支援事業の実施

乳幼児の成長発育を確認し、栄養、育児等についての正しい知識や子育て支援情報を提供するなど、育児支援を行いました。

➢ 発育・発達相談　　１２回　　参加者　　４０人

➢ 乳児相談（保健センター月１回、各地区定例日に実施）

２８７回　　参加者　４，１９７人

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値 (22 年度)	25 年度 実　績	26 年度 実　績	目標値 (27 年度)	評価	担当課
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	60.3%	なし (次回調査が26年度のため)	65.9%	75.0%	B	政策課男女共同参画推進室
全認可保育所の入所児童数	8,866人	9,378 人	9,386 人	8,900人	A	こども園運営課
乳児保育	63か所	67 か所	67 か所	67か所	A	こども園運営課
延長保育	57か所	62 か所	62 か所	61か所	A	こども園運営課
一時保育	29か所	29 か所	29 か所	30か所	C	こども園運営課
病児・病後児保育	5か所	5か所	5か所	6か所	C	子育て支援課
放課後児童クラブ	2,980人	3,140 人	3,370 人	3,200人	A	子育て支援課
学童保育	157人	191 人	179 人	170人	A	子育て支援課
家事をしない(ほとんどしない、まったくしない) 男性の割合	①掃除 33.1% ②洗濯 58.6% ③食事の支度 58.4% ④食事の片付け 45.4%	なし (次回調査が26年度のため)	①掃除 35.6% ②洗濯 56.5% ③食事の支度 57.3% ④食事の片付け 40.3%	①掃除 20.0% ②洗濯 40.0% ③食事の支度 40.0% ④食事の片付け 40.0%	①掃除 D ②洗濯 C ③食事の支度 C ④食事の片付け A	政策課男女共同参画推進室
市男性職員の育児休業取得率	2.0%	3.1%	0.9%	10.0%	D	人事課
託児付きのイベント・セミナーの開催数	55講座	57 講座	59 講座	66講座	C	政策課男女共同参画推進室 文化芸術振興課 生涯学習課生涯学習センター
育児セミナー等の男性参加者の割合	45.1%	45.1%	49.4%	50.0%	A	保健センター

主要プラン７　子育て・介護支援の充実

施策の基本的方向

男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、社会全体で子育てを支えるという考え方に立ち、子育て支援拠点やネットワークの充実等を進めるとともに、ひとり親家庭等の生活の安定と自立への支援を行います。

また、高齢者の健康保持、日常生活の支援の充実に努めるほか、介護者と被介護者双方のニーズに応じた、安心して介護が受けられる介護支援事業の充実に努めます。

主な事業の実施状況

１　子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

（1）　地域における子育て支援の充実

○　地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業の実施

地域の子育て親子の交流の場の提供、育児相談、子育てサークル支援等を行いました。

・ＮＰＯ法人、社会福祉法人、子育て支援団体等

➢　「一般型」

継続１０か所（委託、直営）

・保育所

➢　「地域子育て支援拠点事業」

私立　１９か所

➢　地域子育て推進事業

公立　２３か所

私立　１６か所

地域子育て支援拠点事業（旧：つどいの広場）

○　子育て支援総合情報の発信

各種子育て関連情報を集約・一元化し、効果的・積極的に発信することにより、子育て支援促進を図りました。

➢　子育てハンドブック「たかまつらっこ」
　　１０，０００冊作成

➢　子育て支援総合情報サイト「らっこネット」運営

子育てハンドブック「たかまつらっこ」

○　児童館事業の実施

地域の児童健全育成の拠点として、児童指導員が、幼児及び少年を集団的かつ個別的に指導することで、児童の健全な育成を図りました。

➢　児童館数　　公設公営　　５館
　　公設民営（指定管理）　２館

（２）　ひとり親家庭等に対する生活の安定と自立への支援

○　ひとり親家庭子育て支援・自立支援事業の実施

ファミリー・サポート・センター利用会員のひとり親家庭等を対象に、利用料金の一部を助成したほか、ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子自立支援員を３人配置し、自立に必要な情報提供及び指導を行いました。

○　自立支援プログラム策定事業の推進

児童扶養手当受給者等が、より安定した就労ができるよう、母子自立支援プログラム策定員を２人配置し、就労活動に必要な情報の提供や指導を行いました。

○　母子家庭児就業・自立支援センター事業の実施

就業支援講習会事業として、就業支援セミナー、介護職員初任者研修及びパソコン講習会を実施しました。

２　多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実

（１）　介護支援事業の充実

○　地域包括支援センター、老人介護支援センター事業の実施

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、１つの地域包括支援センター及び７つのサブセンターが主催する「各地区高齢者支援会議」を開催しました。

➢　開催回数　　個別課題の検討（２４地区３９回）
　　地域課題の検討（　６地区１０回）

○　各種介護保険事業の推進

居宅・施設サービス事業者等に対する実地指導等を実施しました。

- ➢　施設（特養、老健等）　１７件
- ➢　居宅（通所、訪問介護等）　１３８件
- ➢　地域密着型（グループホーム等）　１３件

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値 (22 年度)	25 年度 実　績	26 年度 実　績	目標値 (27 年度)	評価	担当課
地域子育て推進事業	41か所	39か所	39か所	50か所	D	こども園運営課
地域子育て支援センター事業	19か所	21か所	21か所	22か所	B	子育て支援課 こども園運営課
訪問介護回数	年間延べ 644, 781回	年間延べ 766, 684回	年間延べ 797, 713回	年間延べ 775, 500回	A	介護保険課

主要プラン８　雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の基本的方向

働く場において、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮できるように、労働関係法令の周知・啓発に努め、制度の定着を図ります。

また、一人ひとりのやる気を引き出し、やりがいが実感できる職場づくりに向けて、男女共同参画を推進する意識啓発や情報収集・提供を行い、職場における男女共同参画の促進を図ります。

さらに、結婚や出産によって一時的に職場を離れた女性の再就職は、容易ではないことから、情報提供を行うとともに、女性の再就職を希望する人のための職業能力の再開発の支援や学習機会の充実を図ります。

主な事業の実施状況

１　雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

（１）　法令等の周知・啓発

○　広報・啓発活動の推進

市民向けの広報媒体として、本市ホームページ「ワーキングたかまつ」に雇用・労働関係情報を掲載しました。（年１２回）

国、県等からの情報を、「たかまつ労政だより」（年６回発行）に、随時、掲載し、市内の事業所等に郵送したほか、本市ホームページにも、その内容を掲載しました。

たかまつ労政だより

（２）　職場における男女共同参画の促進

○　広報・啓発活動の推進

企業・学校・コミュニティセンター等に出向いて、女性問題の解決や固定的な性別役割分担意識の払拭などについて共に考える出前セミナーを実施しました。

➢　参画センター出前セミナー（再掲）

（３）　働く男女の健康管理対策の促進

○　広報・啓発活動の推進

国、県等からの情報を、「たかまつ労政だより」（年６回発行）に随時掲載し、市内の事業所等に郵送したほか、市ホームページにもその内容を掲載しました。（再掲）

○　母性健康管理指導事項連絡カードなどの制度の普及

産前・産後の健康管理のため、医師などから受けた、母体又は胎児の健康保持等の指導を職場に的確に伝達するため、「母性健康管理指導事項連絡カード」に主治医が

記入し、職場に提出する制度についての普及啓発を図りました。

○　市職員に対するメンタルヘルス等、健康管理事業の実施

職員の健康管理と疾病の予防を図るため、産業医による健康・悩みごと相談や外部カウンセラーによるメンタルヘルス相談を実施したほか、保健師による健康相談・メンタルヘルス相談を、随時、行いました。

また、精神科産業医による職場復帰に係る面談やメンタル相談を行いました。

２　多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

（１）　女性の職業能力の訓練・開発の促進

○　学習機会の提供

職業能力の開発促進に向け、ｅとぴあ・かがわと共催で講座を実施しました。

➢　再就職のためのエクセル講座　　６回（延べ参加者　２００人）

○　セカンドキャリア支援のための講座開催

生涯学習センターやコミュニティセンターで、女性が職業や就労に必要な知識やコミュニケーション能力を習得するための講座を開催しました。

（２）　女性の起業やパートタイム労働など多様な働き方への支援

○　「ワーキングたかまつ」による情報提供

市民向けの広報媒体として、本市ホームページ「ワーキングたかまつ」に雇用・労働関係情報を掲載し、広報・啓発に努めました。（年１２回）

（３）　就労に関する支援及び情報の提供

○　「ワーキングたかまつ」による情報提供

市民向けの広報媒体として、本市ホームページ「ワーキングたかまつ」に雇用・労働関係情報を掲載し、広報・啓発に努めました。（年１２回）（再掲）

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値 (22 年度)	25 年度 実　績	26 年度 実　績	目標値 (27 年度)	評価	担当課
「職場では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	68.7%	なし (次回調査が26年度のため)	65.9%	50.0%	C	政策課男女共同参画推進室
勤めている人のうち、職場の中で女性について「能力を生かせる機会や配置転換が少ない」と感じる人の割合	52.6%	なし (次回調査が26年度のため)	43.4%	40.0%	B	政策課男女共同参画推進室
市職員の男女の職域	－	－	－	拡大	－	人事課
30歳以上の中途採用、出産・介護等による退職者の再雇用を取り入れている事業所の割合	①中途採用 40.3% ②再雇用 14.3%	なし (次回調査が26年度のため)	①中途採用 70.7% ②再雇用 21.6%	①中途採用 50.0% ②再雇用 25.0%	①中途採用 A ②再雇用 B	政策課男女共同参画推進室

主要プラン９　高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

施策の基本的方向

障がいの有無や年齢、家庭環境にかかわらず、いきいきと安心して社会とのかかわりを持ちながら暮らすことができるよう、環境整備や生活自立支援などに取り組みます。

また、高齢者や障がい者等が、意欲と能力に応じて社会参画促進が図れるよう支援を行います。

主な事業の実施状況

１　高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

（1）　バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の推進

○　住宅改修費給付・助成事業の実施

高齢者や障がい者等が、自宅において暮らしやすい生活ができるよう、住宅の改造等に要する費用の一部を助成しました。

（2）　高齢者・障がい者等の生活自立支援

○　高齢者生きがいデイサービス、精神障害者デイケア事業の実施

６５歳以上の要介護認定自立者・未申請者に対して、デイサービスセンターで月に２回、入浴・食事・送迎・趣味活動やレクリエーションなどのサービスを行いました。

○　相談体制、情報提供の充実

身体及び知的障がい者（児）の福祉の向上を図るため、相談員を委嘱し、本人又は保護者等からの相談を受け付けました。

➢　相談件数　身体障害者相談　　４１０件
　　知的障害者相談　　７２件

障がい者に対する相談支援については、障害者相談支援事業所１１か所に委託し、在宅福祉サービスの利用援助など、総合的な相談支援等を行い、在宅の障がい者やその家族の地域における生活を支援しました。

➢　身体障害者相談支援事業所　　２か所
➢　知的障害者相談支援事業所　　２か所
➢　精神障害者相談支援事業所　　７か所

○　介護予防教室の開催

介護予防の一次予防事業として、「６５歳からの元気いきいき教室」、「認知症予防教室」、「筋トレ教室」、「腰痛・膝関節痛・転倒・骨折予防教室」を実施し、自主的に介護予防ができるよう支援しました。

６５歳からの元気いきいき教室

認知症予防教室

○　高齢者支援推進事業の実施

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域における多職種相互の協働等により、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援しました。

２　高齢者・障がい者等の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援

（1）　高齢者・障がい者等の就業・学習機会の充実

○　高齢者・団塊の世代対象の講座開催

高齢者や団塊の世代の人が、これまでに蓄積した経験や知識、スキル等を発表できる機会を提供する講座を開催したほか、コミュニティセンターにおいて、団塊の世代を中心とした高齢者を対象に、現代的課題に関する学習プログラムを内容とする講座を開催しました。

➢　開催回数　　１１１回

○　老人クラブの活動支援

高齢者の健康と福祉の増進、社会参加を促進するため、地域社会において高齢者自身が健全で豊かな生活や生きがいを高め、高齢者福祉の増進に役立てることを目的とする老人クラブの活動を支援しました。

➢　老人大学　５月から２月まで開催

➢　指導者研修会　６月に市内７か所で開催

老人クラブ　演芸の集い

老人大学　講座の様子

○　就労移行支援事業、就労継続支援事業の実施

就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行いました。

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値 (22 年度)	25 年度 実　績	26 年度 実　績	目標値 (27 年度)	評価	担当課
シルバー人材センター会員数	2,103人	1,872 人	1,865 人	3,500人	D	長寿福祉課
介護予防教室の参加者数のうち男性の参加割合	18.1%	23.3%	24.8%	25.0%	A	保健センター

基本目標Ⅳ　男女の人権が尊重される社会づくり

主要プラン１０　人権尊重の意識づくり

施策の基本的方向

人権に関する理解を深めるため、お互いに理解し合い、尊重し合う教育を推進するとともに、人権意識が醸成されるよう、人権に関する啓発活動を推進します。

また、メディアにおける人権に配慮した表現を推進するとともに、メディアから提供される情報を主体的かつ客観的に解釈し、使いこなす能力（メディア・リテラシー）に関する学習機会の提供と啓発に努めます。

主な事業の実施状況

１　男女の人権尊重の啓発活動の推進

（１）　人権意識を醸成する啓発活動の推進

○　啓発活動の推進

男女共同参画の推進にかかる講座や研修を行い、参加者に人権意識の普及・高揚を図りました。

➢　男女共同参画週間事業（６月）（再掲）

➢　男女共同参画市民フェスティバル　（１１月）（再掲）

○　人権週間等における啓発活動の実施

人権問題解決に向け、広く市民に人権意識の普及・啓発を図るため、人権週間（１２月）に合わせて、市役所１階市民ホールを始め、各地区コミュニティセンターや大型量販店で、人権作品展を実施しました。

人権作品展

（２）　人権に関する教育・学習・相談機会の提供

○　人権・同和問題指導者研修講座の開催

企業の中での人権問題についての指導者を養成することを目的として、高松市内中小企業経営者・従業員等を対象に、人権問題指導者研修講座を開催しました。

➢　３回開催　　参加者　　６２４人

○　人権教育市民講座、人権教育研修の開催

視聴覚教材を活用した人権教育市民講座を開催したほか、市立幼稚園、小・中学校の単位ＰＴＡ会員を対象に、人権教育研修会を実施しました。

➢　人権教育市民講座

延べ４６コミュニティセンター等　　参加者　　２，１３７人

➢　人権教育研修会

３０幼稚園、４９小学校、２３中学校　　参加者　　２５，１３４人

○　人権教育事業、セミナー等による啓発事業の実施

市内全小中学校から教員が参加し、ジェンダーの視点を取り入れた研修を行いました。

○　人権相談の実施

専門相談員による相談事業や女性弁護士による法律相談により、女性であることによる差別や不当な処遇に対する相談に応じました。

➢　女性のこころの相談　　相談件数　　５０７件

➢　女性のための法律相談　　年間４回

（３）　子どもや高齢者等の虐待防止対策の推進

○　要保護児童対策事業の推進

関係機関で構成する高松市児童対策協議会の活動を通して、児童虐待を始めとする要保護児童の早期発見と適切な対応を図るため、情報を共有するとともに、支援にかかわる役割分担などについて、協議を行いました。

○　高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動、相談事業等の実施

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の３分野の専門職が、関係各課・団体と連携を図りながら、成年後見制度に関する相談など、権利擁護事業を実施しました。

２　メディアにおける人権を尊重した表現の促進

（１）　メディアにおける人権尊重への配慮及びメディア・リテラシーの向上

○　広報・啓発活動の推進

メディア・リテラシーに関することや、男女共同参画に敏感な視点を取り入れた講座・研修を実施するなど、共に考える機会を提供しました。

- ➢　男女共同参画週間事業（再掲）
- ➢　男女共同参画センター講座・セミナー（再掲）
- ➢　男女共同参画市民フェスティバル（再掲）

（２）　広報・出版物での性にとらわれない表現の促進

○　市の広報・出版物での性別に基づく固定観念にとらわれない表現の推進

広報紙などにおいて、固定観念にとらわれない表現に留意しながら、男女共同参画に関する啓発記事の掲載や、番組放映やラジオ放送を行いました。

- ➢　広報紙（点字・声の広報含む）　　６月、１１月
- ➢　有線放送　　６月，１１月
- ➢　ラジオ放送　　６月
- ➢　ユーストリーム　　１１月

ユーストリーム（男女共同参画シンポジウム）

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値（22 年度）	25 年度実　績	26 年度実　績	目標値（27 年度）	評価	担当課
人権啓発のためのセミナー等の参加者数	1,308人	1,455人	1,402人	1,500人	B	人権啓発課
男女共同参画週間における啓発事業の参加者数	154人	174 人	147 人	200人	D	政策課男女共同参画推進室

主要プラン１１　女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の基本的方向

１　女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント，パワー・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春など、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されないものであるという意識づくりが必要です。このため、様々な機会を通じて、女性に対する暴力防止のための啓発に努めます。

また、ＤＶ防止法においては、被害者を発見した場合、配偶者暴力相談支援センター、警察に対して通報する努力義務が規定されています。

被害の潜在化を防ぐため、民生委員、児童委員、学校、保育所等及び児童・高齢者相談窓口との連携を強化し、被害者の発見・通報体制の整備を行います。

主な事業の実施状況

（1）　女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成

○　広報、啓発活動の充実

各種啓発キャンペーンや研修会等において、広く市民に対して、意識啓発を行いました。

➢　男女共同参画週間（６月）（再掲）

➢　児童虐待防止啓発との合作リーフレット　　年間約１，０００枚配布

ＤＶ防止に関するパネル展
（男女共同参画週間）

○　学校等における教育啓発

小中学校において、保健学習を中心に、男女の体や成長と変化、男女の特性・役割等、性に関する指導を行い、啓発に努めました。

○　男性、若年層に対する学習機会の提供

講座・セミナーを休日に開催するなど、働く人や男性・若者などが参加しやすい環境にも配慮しながら、事業を実施しました。

○　民間団体等との連携

高松市児童対策協議会実務者会議のＤＶ被害専門部会において、高松市医師会や香川県弁護士会、高松人権擁護委員協議会などの民間団体等と連携しながら、女性に対する暴力を容認しない風土づくりに努めました。

（2） 被害者の発見・通報体制の整備

○ 民生委員、児童委員、学校、保育所等との連携強化

各種研修を通じ、各地域間の意見交換等による、更なる連携強化・資質向上を図りました。

○ 児童・高齢者虐待相談窓口との連携強化

地域包括支援センター・民生委員・警察・医療機関等対応ネットワークを形成し、迅速かつ効果的な対応に努めました。

施策の基本的方向

２ 相談体制の充実

配偶者等からの暴力は、身体的暴力だけなく心理的攻撃、性行為の強要等、自尊感情を傷つける暴力により、多くの被害者が力を奪われ、潜在化しやすい状況にあります。また、被害者自身が報復を恐れたり、「自分が悪いから」と自分を責めて相談をためらうことも多く、相談窓口につながりにくい状況があります。

このため、被害者が一刻も早く相談窓口の存在を知り、安心して相談することができるように相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

また、香川県子ども女性相談センター、警察署等関係機関との連携強化を図りながら、適切な相談対応を行うことができるよう、相談員等の資質の向上に努めるなど、被害者等からの相談に的確に対応できる体制の充実を図ります。

主な事業の実施状況

（1） 相談事業の推進

○ 相談窓口の充実、相談員等の資質の向上

専門相談員による相談事業を実施したほか、相談員の質の向上とレベルアップ等強化を図るため、熟練したカウンセラーから指導・助言を受けました。

○ 関係機関等との連携強化

増加傾向にある配偶者等からの暴力に関する相談について、必要な支援を行うとともに、配偶者暴力相談支援センター（香川県子ども女性相談センター）等と連携して、被害者の保護や援助に努めました。

施策の基本的方向

３ 被害者等の保護及び自立支援

被害者等については、まずは安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行っていくこと、また、必要な場合には、スムーズに一時保護につなげることが大変重要です。また、加害者が被害者等の居場所を探すことも考えられるため、被害者等

の個人情報の管理に細心の注意をはらうことが必要です。このため、被害者等の安全対策に十分配慮します。

また、被害者等が自立して新たな生活を始めるための、生活の安定に関する支援、心身の健康に関する支援、子どもへの支援等、総合的かつ切れ目のない支援を行います。

主な事業の実施状況

（1） 被害者等の安全確保

○ 安全な避難のための関係機関との連携強化

配偶者暴力相談支援センター等と密接な連携を図ることにより、相談の緊急度・危険度に応じた対応を行いました。また、被害女性の安全な避難のため、香川県子ども女性相談センターや高松市管内各警察署等など、関係機関との連携に努めました。

○ 被害者等に関する情報の保護

関係機関等への適切な情報提供を行うとともに、その情報の漏洩がないよう、高松市ＤＶ対策庁内連絡会等における啓発を通じて、管理を徹底しました。

（2） 自立に向けた支援の充実

○ 適切な情報提供と支援

女性相談事業の実施を通じて、被害者等に対し、必要な情報の提供を適切に行い、自立を支援しました。

➢ 紹介した支援機関

高松市管内各警察署、香川県子ども女性相談センター、法テラスなど

○ こころのサポート事業（心理ケア）の充実

男女共同参画センターにおいて、専門相談員による相談事業を実施しました。

○ 住宅の確保に向けた支援

被害者とその家族を対象に、市営住宅への入居資格の緩和することにより、住宅の確保に向けた支援体制を整えました。

○ 就労への支援

２０歳未満の子どもがいる被害者について、専門の相談員が、それぞれの状況や必要に応じた就労に向けた計画を作成する母子自立支援プログラム策定などの支援を行いました。

○ 生活への支援

生活困窮者の相談に対応する中で、関係機関等と連携して、自立支援促進を図りました。

○ 子どもに関する支援

日頃から保護命令制度について職員の理解を深め、被害者の子どもに接見禁止命令が出た時の対応や、被害者の子どもの居住地などの情報管理を徹底しました。

（3） 民間団体等との連携

○ 民間団体等の育成・連携

香川県子ども女性相談センターや高松市民生委員児童委員連盟等と連携し、地域に根ざした民間団体等の育成・連携を深め、地域における支援の拡充を図りました。

施策の基本的方向

４ 加害者への適切な対応

配偶者等からの暴力を防止するためには、被害者を保護するだけでなく、加害者への教育、カウンセリング等の加害者対策が課題となっています。

加害者は、アルコール依存等の問題も併せ持っている場合もあることから、適切な支援機関を紹介するなど、加害者の状況に応じた適切な対応を行います。

なお、加害者の更生のための指導については、いまだに未解明な部分が多く、国などにおいて、引き続き、加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究が進められていることから、加害者更生プログラム研究等に関する情報収集に努めます。

主な事業の実施状況

（1） 関係機関との連携

○ 適切な支援機関の紹介

専門相談員による相談事業を実施するとともに、香川県子ども女性相談センターや子育て支援課こども女性相談室等が密接な連携を図り、相談の緊急度・危険度に応じた支援機関を紹介しました。

○ 再発防止に向けての調査・研究

加害者更正プログラム研究等に関する情報、関連図書・ビデオ、情報誌等を収集し、加害者更正のための指導に役立てました。

施策の基本的方向

５ 配偶者等からの暴力防止対策の推進

被害者等は様々な問題を抱えていることから、被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で、関係機関が連携・協力して、切れ目のない多様な支援を行う必要があります。

このため、庁外ネットワーク会議や庁内連絡会等を通じて、被害者支援への認識を共有するとともに、被害者等の抱える複雑多岐にわたる問題に対処するのに有効な連携・協力体制の強化を図ります。

主な事業の実施状況

（1） 関係機関等との連携強化

○ 高松市児童対策協議会ＤＶ被害専門部会の開催

被害女性の安全な避難のため、香川県子ども女性相談センターや高松市管内各警察署等、関係機関との連携強化に努めました。

○ ＤＶ対策庁内連絡会を中心とする庁内体制の充実

ＤＶ被害者の保護について、庁内関係各課等が共通認識を持って相互に連携して適切な対応を図るため、ＤＶ対策庁内連絡会を設置し、被害者支援の円滑な実施に向けた協力体制を維持しました。

施策の基本的方向

６ セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは人権侵害であることから、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための事業主の意識改革を促進するため、事業所等に対して周知啓発を行います。

主な事業の実施状況

（1） 雇用等の場におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

○ 広報・啓発活動の促進

企業等へ出向いて、セクシュアル・ハラスメント等、防止のための広報・啓発の推進に努めました。

➢ 参画センター出前セミナー（再掲）

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値（22 年度）	25 年度 実　績	26 年度 実　績	目標値（27 年度）	評価	担当課
配偶者からの暴力には、身体に対する暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力も含まれることについての認知度	67.2%	なし（次回調査が26年度のため）	65.7%	80.0%	D	政策課男女共同参画推進室
配偶者からの暴力の相談窓口があることについての認知度	28.1%	なし（次回調査が26年度のため）	29.7%	50.0%	C	政策課男女共同参画推進室
シェルターの設置	なし	なし	なし	１か所	C	政策課男女共同参画推進室 子育て支援課 こども女性相談室

主要プラン１２　生涯を通じた男女の健康づくり

施策の基本的方向

男女がともに生涯を通じて健康に過ごせるよう、性差を考慮するとともに、さまざまな年代やライフステージに応じた、心と体の健康管理に対する意識を高め、健康の保持増進を図ります。

また、望まない妊娠や低年齢層の性感染症等の問題については、男女ともに正確な知識を持ち、人権としての性を尊重する意識を持つことができるよう、学校等における保健学習、保健指導を通じて、性教育や性感染症、薬物対策等を推進します。

特に女性については、妊娠・出産期における母子の健康を維持するための母子保健事業の充実を図ります。

主な事業の実施状況

１　男女の健康の保持増進

（1）　ライフステージに応じた健康づくり

○　心の健康啓発事業の実施

メンタル面における健康づくりを推進し、正しい理解を図るため，「心とからだを癒す講座」や「心の健康セミナー」を開催しました。

- ➢　メンタルヘルス講座　　参加者　　４８人
- ➢　心の健康セミナー（統合失調症、不安障害、うつ病）　　参加者　　１８９人

○　市民スポーツフェスティバルの実施

参加資格として、チームは男女で構成するなど、市民のだれもが生涯を通してスポーツに親しむことができるようなイベントとして実施しました。

- ➢　小学校区対抗競技、水泳競技大会
- ➢　高松ファミリー&クォーターマラソンｉｎＡＪＩ

市民スポーツフェスティバル
（インディアカ）

市民スポーツフェスティバル
（ゲートボール）

○　健康相談、各種健康診査の実施

生活習慣病の正しい知識と生活習慣の改善を図ることを目的に、医師・保健師・栄養士等による健康相談を実施しました。

- ➢　歯科医師による健康相談　４１地区　　１２５人
- ➢　成人の歯健康教室　　１２回　　５４人

○　がん検診等の実施

がんの早期発見と早期治療を図るため、対象者の全市民に、乳・子宮頸・大腸・前立腺がん検診、胃・肺がん集団検診の受診券を一綴りにして送付しました。

（検診可能な医療機関）

- ➢　大腸・前立腺がん　約２５０か所
- ➢　乳がん　　１５か所
- ➢　子宮頸がん　　２７か所など

集団検診

○　食育啓発の推進

たかまつ食育ガイドやライフステージ別食育ガイド、健やかメニュー等をあらゆる機会で活用したほか、食育フェスタを開催しました。

食育フェスタ

○　自殺予防啓発事業の推進

精神科医師等によるこころの健康地域啓発事業のほか、広く市民に自殺予防に関する啓発を行いました。

- ➢　精神科医師等によるこころの健康地域啓発事業
  年間５回実施　　参加者　２２３人
- ➢　うつ病家族教室（４回コース）　参加者　７９人

○　学校教育における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の実施

学校保健委員会による児童生徒、保護者への啓発など、各学校で積極的な取組みを実施しました。また、中学校では、医薬品の正しい使用についての指導も行いました。

○　地域との連携による健康づくり

生涯を通じた健康づくりを図るため、保健委員会連絡協議会との協働による研修会等を、地域と連携して開催しました。

（２） 心身の健康を支える体制の充実

○　心の健康相談事業の実施

アルコール問題、ひきこもりなどについて、電話などでの相談を実施しました。

- ➢　来所相談　　５０７件
- ➢　電話相談　　３，４７０件
- ➢　訪問相談　　６１３件

○　女性専門外来の実施

女性が抱える心とからだの悩みや症状を女性医師に気軽に相談できるように女性専門外来を開設していましたが、女性専門外来の開設に必要な女性医師の確保が困難となっているため、平成２４年度から休止状態となっています。

２　妊娠・出産等に関する健康支援

（１） 健全な成長のための性に関する教育と学習機会の充実

○　学校教育におけるエイズ及び性感染症の予防のほか、性に関する指導の実施

学習指導要領に基づいた性教育を推進し、加えて、各学校の現状や保護者理解に配慮した対応を指導しました。また、一部の学校において、地域・保護者への理解を促すために、学校保健委員会の内容に性教育を取り入れました。

○　エイズなど性感染症に関する相談、啓発事業の実施

エイズに対する不安を解消し、エイズのまん延を防止するため、電話等による個別相談を実施したほか、エイズの正しい知識の普及啓発を図るため、エイズのパネル展示を行いました。

- ➢　エイズに関する相談　　１４１人

エイズパネル展示

（２） 妊娠・出産期における女性の健康管理の充実

○　母子健康手帳交付に伴う諸制度の普及啓発

妊婦からの妊娠届け出に基づき、母子健康手帳や母子保健ガイドブック等を交付し、妊娠・出産・育児に係る諸制度について説明するとともに、制度の利用を促進しました。

- ➢　交付人数　　３，９７９人

○　妊婦健康診査、マタニティ教室、相談事業の実施

母体及び胎児の疾病や異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、妊娠期の各段階に応じた健康診査及び相談を実施しました。

○　不妊治療に対する助成、相談事業の実施

特定不妊治療の経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されず、高額の費用がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成しました。

➢　給付延べ件数　　６０７件

（３）　周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実

○　在宅当番医制、病院群輪番制病院運営事業の実施

地区医師会に委託し、各医師会調整の下、当番制で診療を行い、休日における救急患者の初期救急医療の確保を図りました。

○　夜間急病診療所の運営

高松市医師会を指定管理者とした高松市夜間急病診療所を運営し、夜間の初期救急医療の確保を図りました。

➢　高松市夜間急病診療所（内科・小児科）

診療人数　　１５，１７２人（内科６，７４１人、小児科８，２３２人、耳鼻咽喉科１１１人、眼科８８人）

○　産科医等の確保支援

事業者が産科医・助産師に支給する手当に対して補助を行うことにより、産科医等の確保を図りました。

➢　補助　　６施設

評価指標から見た取組状況

評価指標	基準値(22 年度)	25 年度実　績	26 年度実　績	目標値(27 年度)	評価	担当課
１歳６か月児健康診査受診率	89.4%	90.4%	91.8%	95.0%	B	保健センター
３歳児健康診査受診率	83.6%	84.5%	88.4%	90.0%	A	保健センター
子宮頸がん検診の受診率	31.1%	28.7%	38.7%	50.0%	B	保健センター
乳がん検診の受診率	28.9%	27.6%	32.3%	50.0%	C	保健センター
妊婦・乳児健診受診票使用率	78.7%	78.9%	83.1%	85.0%	B	保健センター
妊婦歯科健康診査受診率	33.7%	39.7%	41.0%	37.0%	A	保健センター